

令和7年度奄美市 子ども・子育てサービスPR促進補助金 募集要項

1. 事業の趣旨

奄美市では、「未来の奄美市づくり計画（以下、未来計画）」において、みんなの進むべき方向性のひとつに「子育ての“困った”をなくす」を定めており、そのために「私（市民）ができること」、「企業団体ができること」、「行政がすべきこと」を掲げています。

「子ども・子育てサービスPR促進補助金（略称：PR促進補助金）」は、子育て世代の抱える「お出かけ先の選択肢が少ない・見つけられない」といった課題を解決するため、地域の子育て世帯の利用を促進したい店舗・サービス事業所（以下、「PR推進事業者」という。）の情報発信を促進すること目的としています。

本事業により、奄美市により多くのPR推進事業者があることを広めるため、情報発信にかかる事業費の一部を助成いたします。

2. 補助対象事業

（1）補助要件について

以下の要件を全て満たしていることとします。

- ① 原則、奄美市に在住する子育て世帯を対象とした事業
- ② 国や県・その他団体等からの補助金、交付金等が充当されていない事業
- ③ 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確である事業
- ④ 令和8年3月27日（金）までに完了する事業

（2）補助対象となる事業

子育て世帯向け情報の発信を促進するため、以下の取組みを支援いたします。

なお、特定の政治、宗教、思想等に偏っている内容が実施されると判断される場合、補助の対象とならないことがあります。

【来店促進のための取組み】

- ① パンフレットやチラシの制作
- ② のぼり旗や看板等の制作
- ③ 広告掲載費用

【SNSを活用した取組み】

- ④ SNS用の動画作成
- ⑤ SNS用の写真撮影

⑥ SNS 上の投稿の宣伝にかかる費用

⑦ SNS 開設支援にかかる費用

【その他】

⑧ 親子連れ利用を PR するための取組みで、市長が必要と認めるもの。

(3) その他の事項

その他の募集に係る事項については、別途 Q&A をご覧ください。

Q&A については、随時更新いたしますので、適宜ご確認ください。

3. 補助額及び補助率

1 件あたり上限 5 万円（補助率 2/3 以内）

4. 応募できる対象者

(1) 対象者と応募の条件について

本事業は、補助対象となる事業を実施しようとするPR推進事業者からの応募のほか、PR推進事業者から制作を受託する奄美市内クリエイターが応募等の補助金の手続きを代行することができます。
本事業に応募できる者とその条件の詳細については、下記のとおりとします。

① PR 推進事業者

項目	内容
定義	<p>【親子連れで利用しやすいお店】 奄美大島内の飲食店・美容室・小売り・子ども用品 等 【子どもも利用できるサービス事業者】 奄美大島内の習い事、アクティビティ事業 等</p>
住所要件	<p>【事業者】 市内に本社若しくは主たる事業所を有する法人であること。 【個人】 奄美市に住所を有すること。</p>
応募について	PR 推進事業者 1 者につき、応募は 1 回限りとする。
事業費について	補助額を除いた事業費は PR 推進事業者の負担とする。
その他の要件	<p>・応募時点において、PR 推進事業者の店舗名または事業所名で運用している SNS アカウントがあること。 ただし、採択後、事業期間中に SNS アカウントを新規開設することを事業計画書に明記している場合は、この限りではない。</p> <p>※SNS の種類については下記「5.SNS の種類」を確認。</p> <ul style="list-style-type: none">・店舗は禁煙、もしくは分煙であること・事業終了後も SNS での発信に意欲があること。・事業終了後のフォローアップ調査等に協力できること。

② 奄美市内クリエイター

項目	内容
定義	写真や動画撮影、チラシ・パンフレット制作、広告掲載媒のぼり旗などの制作ができる事業者・個人
住所要件	<p>【事業者】 市内に本社若しくは主たる事業所を有する法人であること。</p> <p>【個人】 奄美市に住所を有すること。</p>
応募について	仕事を受託するPR推進事業者ごとに、応募等の補助金の手続きを代行できるものとする。
事業費について	補助額を除いた事業費はPR推進事業者の負担とする。

※PR推進事業者が奄美市外クリエイターに制作を依頼することを妨げるものではありませんが、奄美市外クリエイターが補助金の手続きを代行することはできません。

(2) 対象外となる者について

次のいずれかに該当する者は応募の対象外となります。

- ①宗教活動や政治活動を目的とする者
- ②特定の公職者（候補者を含む）又は、政党を推薦・支持・反対することを目的とする者
- ③暴力団又は、暴力団やその構成員の統制下にある者
- ④法令等に基づく必要な認可等を受けることなく事業を行う者
- ⑤市税の滞納がある者
- ⑥その他市長が不適当と認める者

5. SNS の種類

(1) 本事業におけるSNSの種類

- ① インスタグラム
- ② LINE
- ③ tiktok

(2) その他のSNS

他のSNSを運用しており、そのSNSでPRを行いたい場合、応募時点から遡って3ヶ月以内に10回以上店舗に関する投稿がある等、積極的な動きがあることが条件です。

※いずれのSNSについても、検索エンジンで店名または事業者名を検索した際に、検索結果に表示されるようにしてください。

6. 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和7年8月20日（水）～令和8年2月27日（金）

なお、予算上限に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

(2) 応募方法

(3) の応募書類を添付のうえ、下記メールアドレスへお送りください。応募締切時間は募集期間最終日の午後5時15分までとします。メール送信後は、受信確認のため、重点政策推進監までお電話ください。

応募先：wpm@city.amami.lg.jp

電話：0997-57-1019（重点政策推進監 担当：中田・豊）

(3) 応募書類

- ① 応募書（別紙1）
- ② 事業計画書（別紙2）
- ③ 収支予算書（別紙3）
- ④ 申請者の概要（別紙4）
- ⑤ 委任状（奄美市内クリエイターが手続き等を代行する場合のみ）

7. 審査・選考方法

(1) 予備審査

応募要件や応募書類の確認

※応募内容について、確認のため電話等でヒアリングを行う場合があります。

(2) 本審査（応募書類審査）

本補助事業の趣旨への適合性等の評価

(3) 選考・決定について

各審査の段階で不採択とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8. 評価基準

評価項目は次のとおりです。

評価基準
i) 本事業の趣旨を理解しているか
ii) 課題解決に向けた適切な提案か
iii) 持続性があるか

9. 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての方に対して、メールでお知らせいたします。なお、採択、不採択に係らず、選考過程、選考結果に対

する質問等は受け付けられませんのでご了承ください。

(2) 補助金の交付申請

選考の結果、補助対象となった方には、所定の「補助金交付申請書類」を提出していただきます。

(3) 補助金の交付

補助金は事業完了後、各者からの実績報告書を受けてから交付いたします。

なお、特定の政治、宗教、思想等に偏っている内容が実施されたと判断される場合、交付の決定が取り消されることがあります。

10. 事業実施について

事業の実施にあたっては、下記のこと留意してください。

(1) 補助金交付決定を受けてから事業を開始してください。

(2) SNS 上での投稿の宣伝を行う場合、宣伝費用の支払いは日本円で行うことを推奨します。日本円以外での支払いとなった場合、申請者が為替レート表等を用いて宣伝費用の算出を行ってください。

(3) 制作物には、親子連れで利用できることがはっきり分かるように表記・表現してください。

【実施例】

- ・パンフレットやのぼり旗などに「親子連れ歓迎」などの文字を入れる。

- ・親子で利用している様子の動画を作成する。

- ・子ども向けメニューを紹介する。

- ・SNS のプロフィールや投稿文に「親子連れで利用できます」などの記載がある。など

(4) 広告掲載費用については、一般的に想起されるようなフリーペーパーや新聞への広告掲載など、これまで実施してきたものと同様の取組みは対象となりません。

(5) 制作物のSNSへの投稿をもって、事業完了とみなします。制作したものは、すべてSNSへ投稿してください。(パンフレットやのぼり旗などの場合は、写真・動画等で対応してください。)

(6) SNSへ投稿する際は「@amami_kosodate」をメンションしてください。

11. 報告等について

対象となる事業が完了してから20日以内、又は令和8年3月27日(金)のいずれか早い日までに、次の内容(写真についてはデータでの提出を含む。)を実績報告フォームにて報告していただきます。

(7) 実績報告書

(8) 事業実績書

- (9) 収支精算書
- (10) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し
- (11) 事業に関する写真・資料等

12. 情報公開・情報提供

事業の「公共性」、「透明性」を高めるため、採択者の名称及び事業概要、補助額等については、隨時、奄美市のホームページ等で公開いたします。なお、各審査の選考過程・内容については、非公開といたします。応募の際は、あらかじめご了承ください。

13. 事業のスケジュール

- (1) 募集期間 令和7年8月20日（水）～令和8年2月27日（金）
- (2) 審査・選考 随時
- (3) 採否決定 随時
- (4) 事業の実施 補助金交付決定日～令和8年3月27日（金）
- (5) 実績報告 事業完了後20日以内、又は令和8年3月27日（金）のいずれか早い日まで

14. お問い合わせ先

奄美市役所 名瀬総合支所 保健福祉部 重点政策推進監

T E L : 0997-57-1019（直通）

E-mail : wpm@city.amami.lg.jp